慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	松井弘明君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.4 (1988. 4) ,p.153- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880428-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

松井弘明君学位請求論文審査報告

松井弘明君提出にかかる学位請求論文「ソ連の国防と東欧」の構成は以下のとおりである。

まえがき

第一部　第二次大戦後におけるソ連の国防政策

第一章　スターリンからフルシチョフへ—戦略思想と国防政策の変革—

第一節　スターリンの戦略思想

第二節　フルシチョフの戦略思想と国防政策

第二章　戦略思想の再転換と軍事活動の活発化

第一節　フルシチョフ戦略思想の修正

第二節　軍事力の建設とSALT

第三節　デタント期の軍事外交的進出

第三章　一九八〇年代前半のソ連軍

第一節　戦略思想—ウスチーノフとオガルコフの相違

第二節　軍事組織の再編成

第三節　人事上の諸問題

第四節　軍事関係法の改正

第二部　ソ連の国防政策と東欧

第四章　ソ連の安全保障と東欧の「解放」

第一節　ソ連の安全保障における東欧の位置づけ

第二節　ソ連体制への組み込み

第三節　第二次大戦後における東欧諸国の軍事的発展

第四節　ワルシャワ条約とその機構の概略

第五章　ワルシャワ条約締結前史

第一節　ドイツ再軍備問題をめぐる状況の変化

第二節　ドイツ再軍備の具体化とソ連の対応

第三節　ヨーロッパ防衛体制の進展とソ連の外交攻勢

第四節　ワルシャワ条約締結の目的

第六章　ワルシャワ条約機構の変質

第一節　フルシチョフ時代におけるソ連の認識の変化とその要因

第二節　ワルシャワ条約機構重視への転換

第三節　ワルシャワ条約機構の改革とその意味

第七章　ワルシャワ条約機構合同軍事演習の考察

第一節　合同軍事演習の動向

第二節　合同軍事演習の意味

第三節　ワルシャワ条約機構の存在理由

第三部　東欧の政治とソ連・東欧関係

第八章　「人民民主主義」理論における権力関係

第一節　移行期における権力関係の本質と形態

第二節　初期の人民民主主義論

第三節　理論が先か、現実が先か

第四節　イデオロギーの硬直化
第五節　社会主義の課題
第九章　カダール政権の成立と秩序形成過程
第一節　新政権成立時におけるカダールの認識と行動
第二節　党、政府組織の再建
第三節　労働者評議会
第十章　ルーマニアにおける権力闘争と対ソ関係
第一節　共産党の権力確立と党内派閥
第二節　東欧における「チトー主義者」の粛清とルーマニアの特殊性
第三節　非スターリン化とゲオルギゥ＝デジの権力
第四節　ハンガリー事件とルーマニアの自主路線
第十一章　ルーマニア国防政策の形成と発展
第一節　ワルシャワ条約機構締結時におけるルーマニアの姿勢
第二節　ハンガリー事件からルーマニア駐留ソ連軍の撤退まで
第三節　チェコ事件に至る自主路線の展開
第四節　ルーマニア国防政策の理論と実践
第十二章　ソ連・東欧関係―低下するソ連の統制力
第一節　ソ連・東ドイツ関係の変質
第二節　ソ連・東欧―二国間関係と多国間関係

ユーラシア大陸にまたがる大国ソ連のかかえる安全保障上の問題は、非常に多岐にわたる。そのなかでも、東欧諸国との関係はソ連の安全保障にとって最も重要な問題の一つである。ソ連と東欧との関係は、国際政治におけるパワー・ポリティックスを直接反映するとともに、それに対応するソ連の政策を規定する重要な要因でもある。本論文は、ソ連と東欧諸国との関係を主として軍事的側面から捉え、ワルシャワ条約機構を主要な分析対象としている。それは、わが国におけるソ連、東欧研究の多くの成果のなかでも、前人の踏みこむことの少なかった新たな分野を開拓したものである。なお著者は、東欧の範囲のなかにポーランド、東ドイツ、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラビア、ブルガリア、アルバニア諸国を含めている。

第一部は、ソ連と東欧諸国との軍事的関係を考察するにあたって、まず第二次世界大戦後のソ連の国防政策を概観したものである。

第一章は、スターリンからフルシチョフにいたる戦略思想の転換を扱う。著者は、スターリンの戦略思想を特徴づける三つの要素を指摘する。資本主義諸国の包囲網からの脱出、マルクス・レーニン主義にもとづく反帝国主義的正義の戦争の概念、帝国主義時代における戦争不可避論がそれである。したがって、スターリンの戦略論においては、平和共存が一時的戦術であったと位置づけられる。

一九五三年のスターリン死後抬頭してきたマレンコフは、軍事戦略思想面においても非スターリン化を推進した。その主張の中核は「核戦争共倒れ論」であった。しかし、この主張は保守的軍人と政治家の反発を招き、フルシチョフはこの潮流にのってマレンコフ追放に成功したのである。フルシチョフは、権力を掌握するやいなやそれまでの立場を変え、マレンコフの戦略思想を受け継ぐことを明らかにした。著者は、フルシチョフの戦略思想が核兵器使用の回避、戦争は必ずしも革命の条件でないこと、社会主義への平和移行の可能性、限定局地戦争から世界的全面戦争へ拡大する可能性の四つの要素から構成されていたと主張する。フルシチョフはかかる認識の基礎の上に立ってICBM重視と在来兵力軽視の軍事政策を展開した。しかし、このような政策もまた伝統的思考をもつ政治家と軍人の反対にあい、そのことも一因となって一九六四年フルシチョフは失脚させられたのである。

第二章は、一九六〇年代後半以降のブレジネフ時代におけるフルシチョフ戦略思想の修正を扱っている。フルシチョフの核兵器偏重、在来兵器軽視を批判して、ブレジネフ指導下のソ連は、戦略核戦力とともに在来兵器の増強に努め、民族解放戦争を支援して局地限定戦争への備えを強化した。その結果、世界政治における軍事的立場を強化したソ連は、一九七〇年代にはアメリカと対等の立場でSALTI、SALTIIを締結し、戦略攻撃用核兵器の現状凍結に成功したが、他方で国防費の増加による経済的困難をかかえこむことになったのである。

第三章は、一九七〇年代末の前記軍事戦略が生み出した主要な諸問題をとりあげ、今日ソ連の政府と軍がそれらの解決にとりくんでいる情況を分析している。そこでは、核戦争可避論をめぐるウスチーノフとオガルコフの論争、軍事組織の再編成、軍の人事、軍事関係法改正の諸問題が論じられている。とくに、従来あまり研究者が注目しなかった軍事関係法の分析を通して、著者がソ連のかかえる人口と民族の問題、ソ連の国際的危機意識と国境警備の増強、軍事刑罰の強化を明らかにしている点は評価されてよいであろう。

このようにして第一部は、第二次世界大戦以後の軍事戦略思想の発展を簡潔にまとめている。それは、ワルシャワ条約機構を中心としたソ連と東欧との軍事関係を分析した第二部の基礎をなすものである。

第四章は、東欧諸国の「ソ連化」の過程を解明したものである。地政学的に東欧は「ソ連の安全保障上重要な緩衝地帯」であった。しかし歴史的に見れば、東欧諸国は長年にわたるロシア（ソ連）との敵対の歴史をもっている。ここにソ連の東欧支配の必要性と困難性があるのである。

著者は、ソ連の東欧支配の主要な手段として、共産党政権の樹立、条約上の結合、経済協力機構への統合の三つを抽出している。本章はかかる観点から東欧諸国の軍隊のソ連化の過程を分析している。東欧諸国の党と軍における粛清とそれにともな

うソ連に支援された勢力の権力掌握、コミンフォルム結成（一九四七年）、ワルシャワ条約締結（一九五五年）、コメコン組織（一九四九年）などの問題が扱われている。

第五章は明確な問題意識によって貫かれている。それは、ワルシャワ条約締結過程の分析を通して、そこにこめられたソ連の真の目的を明らかにすることである。著者は、通常考えられているワルシャワ条約締結に対するソ連の四つの目的をまず列挙する。㈠オーストラリア国家条約成立後もハンガリーとルーマニアにソ連軍を駐留させること、㈡東ドイツとアルバニアをソ連の軍事条約網に加えること、㈢東欧支配を確実にすること、㈣ＮＡＴＯへの対抗がそれである。著者は、これら四つの目的を検討し、いずれも根拠が不十分であることを論証したのち、ソ連の外交政策におけるドイツ処理問題の重要性に注目する。

一九四六年以来の東西冷戦の激化、それにともなう東西ドイツの分裂の固定化は西ドイツの米英仏への一層の接近をもたらした。その結果、西ドイツは再軍備を開始し、一九五五年五月にはＮＡＴＯ加盟を実現した。このような動きに対してソ連は、西側諸国を含むヨーロッパ集団安全保障構想をもって臨み、その実現が不可能であると見るや、直ちに一九五五年五月ユーゴスラビアを除く東欧七ヵ国とワルシャワ条約を締結したのである。著者は、以上の分析にもとづいて、ワルシャワ条約締結にこめられた当時のソ連の真の目的がＮＡＴＯへの対抗にではなく、西ドイツの再軍備とＮＡＴＯ加盟を阻止することにあったと解釈している。これは、本書を貫くワルシャワ条約、より広くはソ連・東欧関係に対する著者の見解を示すものとして注目される。

第六章は、フルシチョフの時代からブレジネフの時代へ移行するにつれて、西ドイツの再軍備とＮＡＴＯ加盟を阻止するという前述の目的をもったワルシャワ条約の性格が、ソ連の東欧統制の手段へと変化していく過程を跡づけたものである。一九五六年のハンガリー事件を契機として、「ワルシャワ条約の大きな欠落部分であったソ連軍の（東欧諸国への）駐留」が駐留条約締結によって正当化された。それは、にわかにソ連の東欧統制の手段たる性格をもつにいたる。但し、ワルシャワ条約のこのような性格に沿った政策が本格的に展開されるのは、フルシチョフ時代ではなく、一九六五年以降のブレジネフ時代であった、というのが著者の見解である。

しかし、ワルシャワ条約機構を通してのソ連の東欧統制強化の試みは、ルーマニアの激しい抵抗にあい、東欧諸国もこの点ではソ連に同調しなかった。このような状況を反映して、ワルシャワ条約機構は、一九六九年に国防相委員会、軍事評議会、兵器・器材標準化委員会を、また一九七六年には外相会議を設置することによって、ソ連・東欧関係の形式的平等化をはかったのである。著者はかかる形式的平等化の効果をつぎのように述べている。「チェコ事件でピークに達した東欧諸国の遠心化傾向に歯止めをかけること、中ソ対立の激化に対し加盟国間の

団結の強さを示す必要があったこと、デタント＝東西対話を進める上で、とくに加盟国間で緊密な意見の交換を行い、意思の疎通を計るとともに、東西諸国の独走を規制すること」がそれである。換言すれば、形式的平等化からはソ連の指導下に東欧諸国の一層の団結をもたらすことが期待されていたということになる。さらにソ連は、一九六八年のチェコスロバキアへの侵攻を通して軍隊のチェコ駐留を正当化していった。以上の分析を通して、著者は、ソ連が「形式的には東欧諸国との平等化をはかりながら、実質的にはコントロールを強化」していったと主張しているのである。著者のこの主張は説得的である。しかし、ソ連と東欧諸国との形式的平等化はソ連の東欧に対する統制力低下の契機を内包していることにもわれわれは注意を喚起しておきたい。

ここで示されたワルシャワ条約機構の性格は、第七章における同機構の合同軍事演習の分析を通して一層鮮明に描き出される。著者はまず、ワルシャワ条約機構の合同演習がソ連軍の駐留していない地域に公然と軍を進める効果のあることを指摘する。つづいて著者は、演習にかんする資料を丹念に整理するなかで、演習の頻度が東欧諸国の政治動向に関連しているという事実を発見する。すなわち、合同演習の頻度は一九六八年のチェコ事件と八〇年のポーランド危機に際して頂点に達する。ここから著者は、ワルシャワ条約が主としてNATOに向けられたものではなく、東欧同盟諸国に対するソ連の支配とそれら諸国における「反革命」に向けられたものであるという主張を再確認するのである。

第三部は、東欧諸国の政治の観点に立ってソ連・東欧関係を論じたものである。東欧諸国にとってソ連の支配は二重の意味をもっていた。一面では、東欧諸国は社会主義政権樹立の過程でソ連の支援を得なければならなかったし、冷戦の下でソ連の庇護を受けることによって多くの利益を獲得することができた。しかし、他面では、東欧諸国自身の発展と冷戦構造の弛緩のなかで、東欧諸国はソ連の統制からより大きな自由を求めるにいたる。この二つの作用の間でソ連・東欧関係が展開していったのである。

ソ連の力を借りつつも、ソ連とは異なった社会的背景のなかで社会主義政権を樹立した東欧諸国は、その後の発展のなかで理論的にも実践的にもソ連の体制に適応しなければならなかった。第八章でとりあげられている人民民主主義理論の権力関係は、そのような理論的問題の一つである。但し、ここで用いられている権力関係という用語は必ずしも馴じまない。ここではその内容からして、それは国家権力の階級的基盤という意味に解する。

周知のように、マルクスにおいては資本主義から共産主義への過渡期の権力としてプロレタリア独裁が想定されていた。レーニンはさらにこの点を発展させ、過渡期の権力の本質をプロレタリア独裁と規定しつつも、その形態は多様であり、そこで

は非プロレタリア的階級との同盟の形態を示唆していた。人民民主主義理論はこの問題の延長線上にあった。

著者は、一九四五年から四七年にいたる人民民主主義理論の展開を、ブルガリア、ポーランド、ユーゴスラビア、ルーマニア、チェコスロバキア、ハンガリーに例をとって検討している。この時期においてプロレタリアートとその前衛たる共産党は、これら諸国において絶対的権力を確立していなかった。したがって、そこで成立した政権は、本質規定においても、形態規定においても、プロレタリア独裁とはいえず、それにかわって人民民主主義の概念が用いられていた。

それでは、人民民主主義とは何か。この点について曖昧さが残る。著者は、この曖昧さを生み出した要因として、政権そのものの流動的状況に加えてソ連の容認があったことを指摘している。かかる観点から著者は、ヴァルガ、トライニン、レオンチェフらのソ連の理論家の見解を紹介している。そこでは、人民民主主義国家は資本主義国でもなければ社会主義国家でもない、新しい型の国家であることが示唆されていたのである。

しかるに、冷戦の激化、コミンフォルムの結成、東欧諸国における共産党勢力の強化にともない、一九四七―四八年時期に人民民主主義理論は変化してくる。つまりそれは、社会主義へ発展していく過渡期形態であるという主張であった。著者は、人民民主主義がソヴィエト体制とならぶもう一つのプロレタリア独裁の形態であるというディミトロフの理論を紹介することによって、その本質もプロレタリア独裁であることを示唆している。これは、前段階と比較した場合、重要な変化であったといわなければならない。一九四八年末以来、東欧諸国における共産党の勝利と独裁的支配の強化につれて、人民民主主義理論の適用における「硬直化」現象があらわれた、というのが著者の見解である。つまり、それは、この理論がソ連と結びついて共産党以外の分子を粛清することを正当化するために用いられた、ということを意味している。かかる情況は今日まで引き継がれる。「硬直化したイデオロギーは死滅も消失もしていない」。「共産党独裁の政治体制と工業化の推進をいかに両立させてゆくか、これこそが社会主義諸国が現在直面している最大の解決困難な課題であり、将来もそうでありつづけるであろう」という著者の展望は妥当である。本章は、人民民主主義理論の問題を通して、見事にソ連・東欧関係を描き出している。

東欧諸国の政治とソ連との微妙な関係の一端は、それら諸国の共産党が政権の獲得と維持の過程でソ連の支援を得ていたという事実にもとづく。第九章は、一九五六年のハンガリー事件以後、社会主義政権がいかにして合法化されていくかを、ハンガリーにおけるカダール政権の権力確立過程を例にとって分析したものである。著者はこの分析を通して、「激しい権力闘争の紛争を通じて権力を獲得するためには、少なくとも当該地域においてはソ連の支持が決定的に重要であり、またそれがあれば、国民的反対を前にしても新政権は成立し得る」と結論づけ

ている。

すでに述べたように、ソ連・東欧関係は常に求心力と遠心力が錯綜した関係である。第十章は、東欧諸国のなかでもソ連と一定の距離をおくルーマニア共産党内の権力闘争を通して、その対ソ自主路線が形成されていく過程を明らかにしたものである。著者の考えでは、ルーマニアは決して孤立した存在ではなく、一定の範囲内で東欧諸国の立場を代弁しているのである。

一九四七年にルーマニアで人民共和国が誕生したとき、すでに共産党内ではモスクワ派と国内派との対立が発生していた。東欧諸国では、一般的にはソ連派の勝利に終わったが、ルーマニアではゲオルギゥ＝デジの指導下に国内派が勝利をおさめた。ルーマニアは、一九五三年のスターリン死後ソ連で抬頭してきた個人崇拝批判に対し一定の時間をおいて対応した。この間デジは一九五四年に権力の分散化を試みたが、分散化した権力はすべてデジの率いる民族派に帰したため、結果的には民族派の権力が強化された。続いて一九五八年にルーマニアは重工業建設を目指す六カ年計画を発表し、コメコン内の分業を拒否することによって、ソ連に対する経済的依存度を減らす方向に向かった。かくして、一九五八年のルーマニアからのソ連軍撤退の決定と相まって、ルーマニアの自主路線が成立するのである。

ルーマニアの対ソ自主路線は、軍事路線においても貫かれている。第十一章はこの問題を扱う。ルーマニアは、すでにワルシャワ条約機構設立の過程において独自の態度を表明していた。例えば、同機構へのアメリカや中国（オブザーバー）の参加を求めたり、社会主義政権樹立の過程で果したソ連軍ではなくルーマニア軍の役割を高く評価しているなどの点に、そのようなルーマニアの態度があらわれていた。

一九五五年オーストリア国家条約が成立すると、元来オーストリア駐留ソ連軍の後方支援を名目としていたルーマニア駐留ソ連軍の駐留目的はその限りにおいて消滅したことになる。さらに、ハンガリー事件に際しソ連政府は一九五六年一〇月に声明を発表し、ソ連軍の東欧駐留の適否について問題を提起した。このことを契機としてソ連軍のルーマニア撤退の動きは一層促進され、一九五八年五月ワルシャワ条約機構政治諮問委員会において撤退が決定されたのである。著者は、ソ連軍撤退の理由として、ルーマニアが中国に一層接近するのを防止しようとしたこと、ハンガリーに対するソ連の脅威を緩和することによってハンガリー国内を安定化させる狙いのあったことを推測しているが、これらはさらに論証されなくてはならない重要な点である。

さらに著者は、ソ連軍撤退後一九六八年のチェコ事件にいたるルーマニア独自の軍事路線の展開を跡づけている。それは、「武装愛国組織」を基礎とした「全人民戦争」論の国防政策であった。要するにそれは、戦時において敵を領土内に誘いこみ、正規軍と民兵が協力して行う国民皆兵の抵抗の戦略であった。このような近代軍事技術を重視しない「全人民戦争」戦略は、

ルーマニアの国家財政における低い軍事予算の比率に対応していたというのが著者の見解である。

第十二章は本論文の結論部分にあたる。著者は、二つの例を用いて、ソ連・東欧関係の趨勢がソ連の統制力低下にあると見ている。

第一は、一九八四年夏に発生した東西ドイツ接近をめぐるソ連と東ドイツとの論争である。同年三月ホーネッカー東ドイツ党書記長のボン訪問計画が発表された。しかし、東西ドイツの接近を好まないソ連は東ドイツに対し度々警告を発し、両国の間で論争がつづいた。東ドイツは、東欧諸国の声援を得てソ連に抵抗し、九月になって初めて屈服させられた。東ドイツが最終的には当面の西ドイツ接近を思いとどまったとはいえ、著者は、このようなソ連・東ドイツ関係のなかにソ連の東欧支配力の後退を見出しているのである。

第二の例として、著者は、ソ連と東欧諸国間の協議の在り方を問題にする。周知のように、ソ連・東欧関係は、「友好協力・相互援助条約」にもとづいた二国間関係と、ワルシャワ条約にもとづく多国間関係の二重構造によって特徴づけられる。著者の前提は、ソ連の東欧支配力低下につれて多国間協議のなかで各国間の利害対立が表面化し、ソ連は団結を損なうことをおそれるために、東欧諸国との問題の処理にあたって二国間協議を多用するようになるということである。著者は一九七〇年代から八〇年代にかけて開かれたワルシャワ条約機構政治諮問委員会と「クリミヤで休暇を過ごすブレジネフ書記長を、東欧各国の指導者が訪問するという形で始まった」クリミヤ会談の開催状況を検討することによって、多国間協議の減少傾向を指摘している。著者によると、かかるソ連と東欧との疎遠化の背後には東欧諸国のソ連に対する不満があったという。つまり、東欧諸国にとって東西関係の緊張は経済的に不利益であるばかりでなく、軍事的にも危険であった。それゆえに、東欧諸国は「一九七〇年代後半以後、西側に対する対決姿勢を強めて来、また東欧諸国にも同一歩調を要求するソ連」に不満をもつにいたったのである。

以上述べてきたことからわかるように、本論文は、一貫してソ連の東欧支配と東欧諸国によるソ連の影響力の利用と排斥の分析に焦点をあてている。各章において注目すべき分析結果が示されているが、従来の研究に対する本書の主要な貢献は以下の二点にある。

第一は、従来ワルシャワ条約機構はＮＡＴＯへの対抗と、ソ連による東欧支配の手段という二つの側面があると一般的には考えられてきた。しかし、著者はワルシャワ条約機構のかかる一般的性格規定を必ずしも受け入れることなく、その主要目的が最初は西ドイツの再軍備とＮＡＴＯ加盟阻止にあったが、やがてソ連の東欧統制の手段に変わっていく過程を解明している。これは本論文を貫く主題であり、著者の創見であるといえる。著者は、以上の論証過程で原資料にもとづいて多くの図表を作

成している。一例をあげれば、ワルシャワ条約機構合同軍事演習の長年にわたる推移を示す図表があり、その作成に示された著者の努力を多としたい。このことは論証を説得的にするとともに、理解を容易にしている。

本論文の評価すべき第二点は、ソ連・東欧関係の分析を通して、長期的観点からソ連の統制力の低下傾向を実証していることである。このことは、世界政治のいわゆる多極化時代のなかで、ソ連がかつてほど東欧諸国を統制できなくなってきている事実に合致している。この結論は妥当であり、具体的なソ連、東欧諸国の政治と軍事の分析にもとづいているという点で高く評価されてよい。

以上において評価した二つの点は著者の今後の研究課題を内包していることも確かである。ソ連・東欧関係を軍事面から見る限り、分析の焦点がワルシャワ条約機構にあることは当然である。しかし、われわれはソ連と東欧とを経済的に結びつけるものとしてコメコンの存在に注意を喚起したい。勿論松井君自身この問題を意識していないわけではない。しかし、本論文において経済面と軍事・政治面の分析との結合が必ずしも十分ではない。つまりそこには、ソ連はワルシャワ条約機構において大きな軍事的負担をおっていると考えられるが、それがコメコンでどのように補完されているのかという問題がある。また、著者は東欧諸国に対するソ連の統制力の後退の根拠を示しているが、その根拠の一つとして東欧諸国の経済的自立の要素が必ずしも十分に分析されていない。したがって、軍事・政治と経済の相互補完関係のなかでソ連・東欧関係を分析することが今後の課題として残されるであろう。

本論文は、『プラウダ』、『イズヴェスチヤ』、『クラスナヤ・ズヴェズダ』などの原資料は言うに及ばず、日本語と英語で書かれた研究成果を広く利用している。またそれは、すでに『国際問題』、『新防衛論集』、『国防』、『日本経済新聞』などの学術誌及び新聞の書評において高い評価を受けている。したがって、以上の課題を残しつつも、われわれは、本論文がわが国におけるソ連・東欧関係の先駆的業績であることを認める。よって松井弘明君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することを適当と考える。

昭和六十二年七月十一日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　山田　辰雄
副査　慶應義塾大学　名誉教授　法学博士　石川　忠雄
副査　慶應義塾大学法学部教授　中沢精次郎